

公益財団法人岡山県スポーツ協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の事業推進のため、また本県スポーツ振興のため御支援いただく賛助会員（以下「会員」という。）に関する必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 会員とは、本会の目的・事業に賛同したものをいう。

(会 費)

第3条 会員の年度会費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 個人会員 1口 2,000円とし、1口以上
- (2) 企業・団体会員 1口 10,000円とし、1口以上
- (3) 特別会員 1口 50,000円とし、1口以上

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に、残額を法人会計に使用する。

(情報提供等)

第5条 本会は、会員に対し、ホームページに会員の御芳名、企業・団体名の掲載を行うとともに、活動内容やスポーツ情報の提供を行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年1月18日から施行する。